

社会教育関係団体代表者 様

船橋市教育委員会
(公印省略)

船橋市社会教育関係団体の登録に際した生涯学習施設予約管理システム
の手続きについて(お願い)

向暑の候、貴団体におかれましては、船橋市社会教育関係団体としての活発な社会教育活動の展開をはじめ、ご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度の船橋市社会教育関係団体の登録期間は、平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年間となっております。

公民館を使用する団体については、下記の通り登録証の発行手続きが必要となりますので、ご確認くださいませようお願い致します。

記

団体	手続き	有効期間
継続して公民館を使用する団体	現在登録している公民館にて、「船橋市生涯学習施設予約管理システム」の更新申請書をご提出ください。	平成27年7月1日～ 平成29年6月30日
新規に公民館を使用する団体	「船橋市生涯学習施設予約管理システム」の使用登録申請書を、主に使用する公民館に、公民館が特定できない場合は、中央公民館にご提出いただき、使用登録をして下さい。	
公民館を使用しない団体	不要	

尚、全市的船橋市社会教育関係団体の登録に際し、加盟団体を含む形でご登録をされている団体につきましては、加盟団体に対しましても、同様の取扱いとなりますので、新規の加盟団体や更新等の手続きが必要な加盟団体に対して、ご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本手続きは、公民館へ足を運んでいただくこととなりますが、何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

【問合せ先】

船橋市教育委員会生涯学習部
社会教育課 指導係 鈴木

TEL 047(436)2895

FAX 047(436)2893